

平成 29 年 6 月

農 地 部 会 議 事 録

坂 出 市 農 業 委 員 会

会 議 名	29年6月 農地部会		
日 時	平成29年6月20日	場 所	合同庁舎 4階 大会議室

氏 名	出 欠	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠
会 長 18 平 田 正 幸	○	農地部会長 26 大 原 眞 路	○	事務局長 細 川 英 樹	○
会長職務代理 21 新 谷 豊 敏	○	農政部会長 6 松 下 良 夫	○	事務局長補佐 藤 井 良 清	○
会長職務代理 29 中 村 康 男	○	農地部会長職務代理 20 大 西 和 男	○	次長 岡 崎 伸 一 郎	○
		農政部会長職務代理 25 梶 野 方 伯		書記 田 路 幸 子	○

農 地 部 会	
氏 名	出 欠
4 綾 野 英 晴	○
5 梶 野 和 幸	○
7 藤 井 正 和	欠
8 吉 川 昭 男	○
9 大 久 保 久 雄	○
10 酒 本 修	○
12 町 川 博 俊	欠
15 河 崎 正 一	○
16 楠 井 常 夫	欠
24 猪 熊 重 敏	○
27 若 杉 輝 久	○
31 小 原 邦 彦	○

18名中 15 名出席

欠席届出 藤 井 正 和

町 川 博 俊

楠 井 常 夫

議事日程

議案

第1号議案	農地法第3条許可申請	2 件	田 畑	507.00 m ² 2,687.00 m ²
第2号議案	合意解約	4 件	田 畑	13,234.00 m ² 0.00 m ²
第3号議案	農地法第4条許可申請	3 件	田 畑	1,499.00 m ² 0.00 m ²
第4号議案	農地法第5条許可申請	7 件	田 畑	5,692.00 m ² 226.00 m ²
第5号議案	非農地証明願	2 件	田 畑	0.00 m ² 4472.00 m ²
第6号議案	農地改良に係る届出	0 件	田 畑	0.00 m ² 0.00 m ²
第7号議案	農用地利用集積計画書	25 件	田 畑	49,651.00 m ² 10,904.00 m ²
第8号議案	(イ) 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更	1 件	田 畑	423.00 m ² 0.00 m ²
	(ロ) 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更	1 件	田 畑	4,157.00 m ² 0.00 m ²
合 計		45 件	田 畑	75,163.00 m ² 18,289.00 m ²

農 地 部 会 議 事 録

- 1 . 日 時 平成29年 6 月20日 (火) 午前 8時57分～
- 2 . 場 所 坂出合同庁舎 4階 大会議室
- 3 . 議 案 1) 農地法等許認可申請について
2) その他

細川事務局長 おはようございます。
定刻3分前でございますが、出席を予定されております委員さんが全員お揃いになりましたので、ただいまより6月の農地部会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案(ロ)まで、合計45件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

なお、本日は、18名中15名の出席を頂いており、本部会が成立していることをご報告いたします。

また、7番 藤井 委員さん、12番 町川 委員さん、16番 楠井 委員さんから欠席の連絡をいただいております。

細川事務局長 それでは、坂出市農業委員会部会会議規定第7条の規定により大原農地部会長に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。
よろしくお願いいたします。

大原部会長 あらためて、おはようございます。
田植えの時期で、気忙しい時の農地部会ですが委員の皆様におかれましては、お忙しい中、早朝よりご出席を賜りまして、ありがとうございます。
さっそくではございますが、議事に移りたいと思います。

大原部会長 本日の署名委員を
5番 梶野 委員さんと
8番 吉川 委員さんのお二人にお願いします。
次に、今月の現地調査につきましては、
4番 綾野 委員さん
5番 梶野 委員さん

大原部会長 15番 河崎 委員さんと 私で、昨日の6月19日(月)に実施しておりますので、のちほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。それでは、ただいまより議事に移らせていただきます。

第1号議案「農地法第3条許可申請」2件を 議題に供します。

なお、第1号議案の 2番 につきましては、現地調査を実施しておりますので、4番 綾野 委員 さんに 現地調査の報告をお願いいたします。

[現 調 委 員] <現地調査報告>

綾 野 委 員 それでは、現地調査のご報告をいたします。

第1号議案 2番、・・・、面積 2,687㎡。【議案読み上げ】
府中湖カヌー競技場より北東に 約390m に位置します。
本申請は、譲受人が 経営規模拡大により譲り受けるものであります。

申請の受付後、事務局による現地調査では農地として効率的な利用及び耕作が可能かどうかの判断が難しいため、農業委員による現地調査を行ったものであります。

申請地の状況ですが、現地調査の結果、耕作可能であると判断いたしました。開墾して間がないようでしたが、日当たり、農道は完備しており、耕作可能と判断したものであります。今は、全体にスイカを作付けしておりました。

そういうことで、1号議案の2番についての現地地調査報告は、以上でございます。

大原部会長 はい、ありがとうございます。

ただいま 綾野 委員 さんより 現地調査の報告がありました。他の案件と併せまして事務局の補足説明をお願いします。

田 路 書 記 それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 507㎡。【議案読み上げ】
本申請は、譲受人が 経営規模拡大により譲り受けるものであります。

田 路 書 記 続く2番の案件につきましては、先ほど綾野委員さんからの現地調査報告のとおりでございます。

本日の案件、2件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大 原 部 会 長 はい、ありがとうございました。
ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案についてなにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員 **【異議なし】** の声あり

大 原 部 会 長 特に異議がないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」2件につきましては、原案どおり承認とさせていただきます。

大 原 部 会 長 続きまして、第2号議案「農地法第18条 合意解約」4件を議題に供します。事務局の説明をお願いします。

田 路 書 記 それでは、第2号議案「農地法第18条 合意解約」についてご説明いたします。

1番、…、面積 448㎡、合計 3,493㎡。**【議案読み上げ】**
本件は第7号議案 6番と関連しております。

2番、…、面積 985㎡、合計 5,360㎡。**【議案読み上げ】**
本件は第7号議案16番と関連しております。

3番、…、面積 1,841㎡。**【議案読み上げ】**

4番、…、面積 1,335㎡、合計 2,540㎡。**【議案読み上げ】**
本件は、第4号議案 7番と関連しております。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大 原 部 会 長 ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案について

大原部会長 なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

大原部会長 特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第18条合意解約」4件を受理し、処理してまいります。

大原部会長 続きまして、第3号議案「農地法第4条許可申請」3件を議題に供します。
なお、第3号議案の2番につきましては、現地調査を実施しております。4番綾野委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

[現調委員] <現地調査報告>

綾野委員 それでは、報告させていただきます。

第3号議案の2番ですが、
2番、…、面積 548㎡。【議案読み上げ】
転用目的、貸店舗用地。
申請地は、国道11号線から南へ 約100mに位置します。
無断転用の有無はありません。
申請理由は、この度、申請者の甥が経営する店舗において、契約更改時に賃料が高くなったことから、本申請地に店舗を建てて賃貸契約により貸すことを計画したためです。
農地の区分は、都市計画により用途が準工業地域と定められている第3種農地に該当します。
周辺農地への影響ですが、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われまます。
土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。
その他としまして、借受人の甥との間で、転用許可となることを条件に賃貸する旨の同意書の提出があります。

以上です。

大原部会長 はい、ありがとうございました。

ただいま綾野委員さんより現地調査の報告がありましたが、他の案件と併せまして事務局の補足説明をお願いします。

はい、第3号議案の2番につきましては、先ほど綾野委員さんからの現地調査報告のとおりでございます。

1番、…、面積 733㎡。【議案読み上げ】

転用目的、農家住宅用地。

申請地は、加茂町牛之子で、市営牛之子団地南西約150m、国道11号線から東へ約400mに位置しております。

無断転用の案件です。

申請理由として、このたび相続登記をするにあたり自宅敷地である本申請地が、昭和31年に造成工事を行っているにもかかわらず、農地法の許可を受けていなかったことが判明したため、その無断転用の解消を行うためです。

農地の区分は、周辺の農地の状況から、第2種農地に該当します。周辺農地への影響ですが、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま

す。土地改良区意見書からも調整を了していると確認できます。

その他としまして、無断転用については、始末書の提出があります。

3番、…、面積 218㎡、合計 410.02㎡。【議案読み上げ】

転用目的 納屋、農業用倉庫用地。

申請地は 川津町 字中原 瀬戸中央自動車道 坂出インターチェンジから南東に約150m、国道438号線から東へ約250mに位置しております。

こちらも無断転用の案件です。

申請理由として、昭和50年頃に本申請における併せて利用する土地にまたがって造成し納屋を建築。その後、平成18年頃に老朽化した別の納屋も現在の位置に建築。2つとも農業用の建築物であるため転用不要と考えていたが、本年4月に本申請者が所有する別の農地について5条申請の際に、転用不要とされる面積200㎡を超えていることが判明したことによる無断転用の解消のためです。

農地の区分は、都市計画により用途が第一種住居地域と定められている第3種農地に該当します。

周辺農地への影響ですが、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま

す。土地改良区意見書からも調整を了していると確認できます。

その他としまして、無断転用については、始末書の提出があります。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大原部会長 はい、ありがとうございました。
ただいま事務局の説明がありましたが、第3号議案について、
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

大原部会長 特にご異議がないようですので、第3号議案「農地法第4条許可申請」3件について、原案通り承認し、委員会の意見書を添付して
県へ進達することと致します。

大原部会長 続きまして第4号議案「農地法第5条許可申請」7件を議題
に供します。
なお、第4号議案の4番・5番・7番につきましては現地
調査を実施しております。
5番 梶野委員 さんに 現地調査の報告をお願いいたします。

[現調委員] <現地調査報告>

梶野委員 それでは、第4号議案の現地調査の報告をいたします。

4番、・・・、面積 340㎡。【議案読み上げ】

場所は、坂出市松山出張所から 東へ 約2.2km 、青海神社から
北東へ 約750m の青海町のほぼ東の端に位置しております。

転用目的は、分家住宅用地です。

無断転用の有無は一部有で、前所有者の建てた納屋をそのまま
使用しています。

申請理由は、譲受人は、現在アパートに居住しているが、子供の
成長に伴い手狭になってきたことと、両親が行う農業の手伝いや、
両親の老後の世話などもしやすいことから、父が3年前に競公売で
取得した実家に近い申請地に使用貸借権を設定し自己住宅を建
築するために申請を行った案件です

農地の区分は、農用地であるが農用地除外申請中であり、農用地
除外後は、2種農地に該当するものと思われます。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切
であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他としまして、平成26年3月部会の第1号議案 農地法第3条許
可申請で審議に諮られ、平成26年3月25日に競公売の物件として

所有権移転の許可を受けた案件です。所有権移転登記は平成26年5月15日なので、3年3作の要件は満たしていると考えられます。無断転用については始末書の提出があります。

5番、・・・、面積 152㎡、合計 479.66㎡。【議案読み上げ】
転用目的は、非農家の自己住宅用地です。
場所は、坂出警察署から北東へ 約200m に位置しております。
無断転用はありません。
申請理由は、譲受人は現在賃貸住宅に居住しているが、子供の成長に伴い手狭になったので、母親が所有する農地に使用貸借権を設定し、譲受人の一人である奥さんの所有する宅地と併せて自己住宅を建築するために申請を行った案件です。
農地の区分ですが、第3種農地(第1種中高層住居専用地域)に該当します。
周辺農地への影響ですが、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。
その他につき、申請地のうち1筆については平成25年9月部会の第4号議案 農地法第5条許可申請で審議に諮られ、農業委員会の意見書を添付し県へ進達していたが、必要書類である融資証明書の提出ができず、平成28年7月12日に転用計画の変更を理由に取下願の提出があり、現在に至っております。

7番、・・・、面積 1,335㎡、合計 2,584㎡。【議案読み上げ】
場所は、市立西庄小学校から南へ 約100m に位置しております。
国道11号線の西庄町の高架橋のすぐ下になります。
転用目的は、資材置場、車両置場用地です。
無断転用の有無は無です。
申請理由は、譲受人は四国全域で上下水道設備の工事や設計施工を行っており、現在申請地の両隣を資材置場として借り上げているが、来年3月31日ですべて期間満了となるので、所有者から土地の返却を求められている。また、中国地方や兵庫県へも営業をかけて経営規模の拡大を図っており、現在利用している資材置場では手狭になってしまったので、隣接する申請地を資材置場として譲ってもらえないか交渉を行っていた。関係者との協議が整ったので、所有権移転をして資材置場に利用するため申請を行った案件です。
農地の区分ですが、第3種農地(準工業地域)に該当します。
周辺農地への影響ですが、被害防除については現況と計画書から

梶野委員 適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。
その他として、第2号議案 4番に関連しています。
また、転用面積が2,000㎡を超えていますが、隣接農地所有者は申請人の内の一人のみで、同意書の添付はありません。
香川県農業会議常設審議委員会の諮問案件になります。

以上です。

大原部会長 はい、ありがとうございます。
ただいま 梶野委員 さんより 現地調査の報告がありました、他の案件と併せまして事務局の補足説明をお願いします。

藤井事務局長補佐 それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明をさせていただきます。

1番、…、面積 195㎡、合計 869.94㎡。【議案読み上げ】
転用目的は、共同住宅、シェアハウス居住者の駐車場用地です。
申請地の場所は、坂出駅から南東へ 約850m 、金山小学校から北西へ 約150m に位置します。
無断転用はありません。
申請理由としまして、譲受人は申請地南側の併せ利用地内にある既存建物で利用者4名のシェアハウスを経営する予定であるが、敷地内に居住者が利用する駐車スペースが1台分しか確保できないので、北側に隣接する申請地を3台分の駐車場として利用するために申請を行った案件です。申請地は奥まった細長い農地であり、進入路も自動車1台が何とか通れるくらいの幅で、自動車の転回スペースも必要となることから止むを得ないと思われます。
農地の区分は、第3種農地(第2種中高層住居専用地域)に該当します。
周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。
土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。
その他としまして、農地と一緒に購入する予定である併せ利用地の土地、建物については相続が未了であるが、相続人全員での同意書が提出されています。また、県の担当者と協議したところ、既存の住宅をシェアハウスとして利用する場合、建築基準法上の様々な規制をクリアする必要があるという事なので、それらの規制をクリアする

藤井事務局長補佐

必要があるということです。

なお、シェアハウスについてはこれまであまり申請がなかったんですが、県と協議いたしましたところ共同住宅と同等の取り扱いになるという事です。

2番、・・・、面積 90㎡、合計 479.57㎡。【議案読み上げ】

転用目的は、分家住宅の宅地拡張用地です。

申請地の場所は、県立坂出商業高等学校から 南東へ 約500mに位置します。

無断転用は一部有ります。

申請理由としまして、譲受人は申請地北隣の住宅に居住しており、現在は所有している2台の自家用車について庭先を精一杯利用して駐車しているため敷地に余裕が無い。そこで、敷地の南側を3.5m幅で譲ってもらえる事となったので、南側の既存ブロック塀を撤去し現在の住宅の敷地と一緒に利用するため申請を行った案件です。また、平成11年頃、譲受人一家が自家用車を4台所有していた際に亡夫が当時の所有者である兄の了解を得て申請地の一部を駐車場に利用していたので、その無断転用についても本申請で解消を行うため申請を行った案件です。

農地の区分は、第3種農地(第1種低層住居専用地域)に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他としまして、無断転用については始末書の提出があります。

3番、・・・、面積 535㎡、合計 547㎡。【議案読み上げ】

転用目的は、宅地分譲2区画用地です。

申請地の場所は、2番の申請地の南隣です。

無断転用はありません。

申請理由としまして、譲受人は丸亀市を中心に分譲住宅等の販売している建築・不動産業者であるが、今回坂出市で事業展開を図るにあたり交通の便も良く、住環境に優れている申請地について販売が見込めるので、所有権移転を受け宅地分譲を行うため申請した案件です。

農地の区分は、第3種農地(第1種低層住居専用地域)に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

藤井事務局長補佐

続いて4番については、さきほど梶野委員さんより現地調査報告をいただいたとおりでございます。

続いて5番についてですが、こちらもさきほど梶野委員さんより現地調査報告をいただいたとおりでございますが、その他の部分で、申請地の内1筆を含んだ形で以前申請を行っていたんですが、当初予定していた融資を受けることができずに平成28年7月12日に取下げ願いがあり取り下げられた案件で、以前の申請とは一部区域割を変更して新たに申請を行っております。この土地につきましては住宅に囲まれ分断された農地であるという事で、どこまで規制するべきかということについて現地調査の中でも意見が色々ありましたが結論は出ておりません。本申請での利用計画では110㎡弱の住宅建築で利用率を満たしますが、他の宅地を全て併せ利用地にすると200㎡くらいの住宅を建築しないと利用率を満たさなくなります。今回の申請では、宅地部分を一部利用しない形で申請しており、申請地の境には境界コンクリートを設置するという計画になっております。

前回の計画では融資の証明が受けられなかったため、今回計画を変更して融資証明を添付して申請してきたものです。

また、こちらの方は皆さんのご意見をいただきたいと思っております。

梶野委員

この案件について、前のホワイトボードに書いて説明せんと分らんとするんやけど。

藤井事務局長補佐

わかりました。一通り案件を説明した後にそうさせていただきます。

6番、・・・、面積 600㎡、合計 1,936㎡。【議案読み上げ】

転用目的は、分譲住宅(7棟)用地です。

申請地の場所は、市立白峰中学校から北へ 約300m に位置します。無断転用はありません。

申請理由としまして、譲受人は不動産業を営んでいるが、申請地周辺に近年様々な商業施設が増加し利便性の高い地域となっているので市場調査を行ったところ、申請地周辺で居宅を探している方が多いため、所有権移転をし分譲住宅として販売するために申請を行った案件です。

農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

藤井事務局長補佐

その他としまして、開発許可が必要であり、現在担当課と協議中です。

続いて7番については、さきほど梶野委員さんより現地調査報告をいただいたとおりです。

第4号議案「農地法第5条許可申請」の説明については以上です。それでは、さきほどの5番について前のホワイトボードに図示して説明させていただきます。

— ホワイトボードに図示 —

図面が汚くて申し訳ないんですが、申請地はこの斜線の入った箇所なんですが、実際には併せ利用地を含んだ赤で囲んだところに家を建てたいという500㎡未満の敷地です。今の計画であれば利用率が22%以上を満たしております。こちらについては、譲渡人の奥さんが所有する宅地部分で、土地の境には境界コンクリートを設置して今回一体としては利用しないという事ですが、こちらも併せ利用地とするならば現在の申請では利用率を満たさなくなり、200㎡以上の住宅を建築するという必要性がでてきます。

この土地は周辺をブロック塀で囲まれており、申請地自体は分断された農地になっています。しかも、農地区分は3種農地となっております。このなかで、申請者は赤枠で囲んだ箇所に住宅を建築して利用するので何とか通してほしいという事ではありますが、県の担当からは残った宅地部分も一体で利用する必要があるという意見があります。

申請者に残った宅地部分の利用を聞きますと、家庭菜園として利用したいという意向があるようで、宅地部分と一体で利用することはないということです。

農業委員会としては、もっと全体を利用する必要があるという意見を付けるのか、やむを得ないという判断で行くのかのどちらかであると思いますが、皆様のご意見をお聞かせ願いたいと思います。

— 酒本委員 挙手 —

酒 本 委 員

家庭菜園をするという事は農地で残すという事ですか。

藤井事務局長補佐

いえ、宅地の部分に自分達が食べる程度のものを植えるという事で、県はその地目を変更して農地に戻すことは出来ないのかと言っているんですが、そこまでの必要性があるのかなと思いますけれども。

藤井事務局長補佐 具体的な場所を言いますと、中央ボウルの少し北側くらいになります。市街地でそこまでして農地で残す必要性があるのかという場所です。

大原部会長 どんなんでしょうか。

酒本委員 そこまでして残すほどの農地では無いと思いますけど。

大原部会長 どうですか、みなさん。それでよろしいですか。

各委員 【異議なし】の声あり

大原部会長 はい、ありがとうございます。
他に4号議案で、なにか ご意見・ご質問等はございませんか。

各委員 【特になし】の声あり

大原部会長 特にご異議もないようですので、第4号議案「農地法第5条許可申請」7件について、原案通り承認し、うち6件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、7番の案件につきましては、転用面積が2,000㎡以上ということで、6月28日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

大原部会長 続きまして、第5号議案「非農地証明願」2件を議題に供します。
なお、第5号議案については 現地調査を実施しておりますので5番 梶野委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

[現 調 委 員]
梶野委員 <現地調査報告>
1番、・・・、面積 519㎡。【議案読み上げ】
場所は、松ヶ浦マリーナから主要地方道 高松・王越・坂出線(16号線)を挟んで東に約50mの斜面に位置しております。
申請理由は、年月日不詳ではあるが20年以上前より耕作していないことによる自然潰廃で山林化しており、今後も耕作することが困難であるためです。現況は山の非常に急な傾斜地の一部となっているため農地として復元し耕作することは困難であると思われる。また、20年以上耕作していないことについては、地元自治会長から証明書をいただいております。

梶野委員 2番、・・・、面積 1,855㎡、合計 3,953㎡。【議案読み上げ】
場所は、川津町と西庄町の境界近くでありまして、国道11号線に架かる高架橋の北峰橋から北西に約350mに位置しております。
申請理由は、昭和37年頃より農作業をすることが減っていったことから自然潰廃し、昭和50年頃には山林化しており、山腹傾斜地であることから今後も農地として再生し耕作することが困難であるためです。
なお、20年以上耕作していないことについては、隣接農地の所有者から証明書をいただいております。

以上です。

大原部会長 ありがとうございます。梶野委員さんより現地調査の報告がありました。事務局の補足説明があればお願いします。

岡崎次長 はい、第5号議案「非農地証明願」については、先ほど梶野委員さんからご報告いただいたとおりで、特に補足はございません。

以上です。

大原部会長 ただいま第5号議案について説明がありましたが、なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

大原部会長 特にご異議もないようですので、第5号議案「非農地証明願」2件について、原案通りこれを受理し、処理してまいります。

大原部会長 続きまして、第7号議案「農用地利用集積計画書」25件を議題に供します。事務局に、第7号議案の説明を求めます。

田路書記 それでは第7号議案「農用地利用集積計画書」25件についてご説明します。

今月は新規に農地の貸借をする案件が9件、更新が8件、再設定が8件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が6件となっております。

以上、農用地利用集積計画書25件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

田 路 書 記 以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大 原 部 会 長 はい、ありがとうございます。
事務局より、第7号議案の説明がありましたが、なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員 【異議なし】の声あり

大 原 部 会 長 特に ご異議もないようですので、第7号議案「農用地利用集積計画書」25件につきまして、原案通りこれを受理し、処理してまいります。

大 原 部 会 長 引き続きまして、第8号議案(イ)「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更」1件 を議題に供します。
事務局に、第8号議案(イ)の説明を求めます。

岡 崎 次 長 それでは、第8号議案(イ)「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更」についてご説明いたします。

1番、…、面積 423㎡。【議案読み上げ】
申請地につきましては、国道11号線と国道438号線との交差点のすぐ北側に位置しております。
本申請地は、平成29年1月17日付けで許可となっているものについて変更するものです。
理由としては、本申請者が農地転用申請について、併せて利用する土地も含む事業全体で申請することを知らず、農地部分のみでの申請、許可を受けておりましたが、先日、申請者からの工事完了証明願の提出があり、現地確認をしたところその事が判明しました。その対応について、県農政課担当者と協議した結果、事業計画変更申請が必要となったためです。
その他としまして、第3者が所有している併せて利用する土地についての賃貸借契約書写しの提出をいただいております、許可を得て工事を行っているものと確認できております。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

大 原 部 会 長 ただいま事務局の説明がございましたが、第8号議案(イ) についてなにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員 【異議なし】 の声あり

大 原 部 会 長 特にご異議もないようですので、第8号議案(イ)「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更」1件 について、原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

大 原 部 会 長 引き続きまして、第8号議案(ロ)「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更」1件 を議題に供します。
事務局に、第8号議案(ロ)の説明を求めます。

藤井事務局長補佐 それでは、第8号議案(ロ)「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 2,072㎡、合計 4,157㎡。【議案読み上げ】
当初の転用目的としまして、分譲住宅 16棟 2階建 1,008.00㎡で平成24年8月24日に許可を受けており、さらに、平成27年9月8日に建築面積の変更と平成29年5月31日まで工事期間延長の変更承認を受けております。
場所は、坂出市加茂出張所から南東へ 約200mに位置するところ
です。
転用目的の変更は、分譲住宅 16棟 2階建 1,085.27㎡を、分譲住宅 16棟 2階建 1,077.66㎡に変更し、工期を平成31年5月31日までに変更したいという事です。
申請理由として、本申請地は平成24年5月の農地部会で審議し、平成24年8月24日に16棟の分譲住宅で許可を受け、さらに平成27年7月の農地部会で審議し、平成27年9月8日に建築面積及び工事期間延長の変更承認を受けた分譲住宅について、まだ1棟だけ販売が完了していないので、建築面積の変更と平成31年5月31日まで2年間の工事期間延長を行いたいため計画変更申請を行った案件です。
農地区分は、周辺の状況から第2種農地です。
周辺農地への影響については、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま
す。
また、建築面積と工事期間の延長なので、当初の土地改良区意見書で調整を了していると考えられます。
こちらの計画変更は、主に期間延長に関するもので、期間を2年間延長したいという事です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

大原部会長 　ただいま事務局の説明がございましたが、第8号議案(ロ)について
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員 　【異議なし】の声あり

大原部会長 　特にご異議もないようですので、第8号議案(ロ)「農地法第5条の
規定による許可後の事業計画変更」1件 について、原案どおり承
認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

大原部会長 　以上で、本日の農地法等許認可申請の審議を終了します。
その他案件として、事務局の方でなにかありますか。

細川事務局長 　事務連絡

- 梶野和幸委員さんのお母上の葬儀報告及び集金について
梶野和幸委員から葬儀についてのお礼
- 平成30年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見について
の提出依頼
- 全国農業新聞の継続購読の依頼

大原部会長 　それでは、これをもちまして6月の農地部会を閉会致します。
長時間に亘りご審議いただき、ありがとうございました。

(10時05分終了)